

## 民法（債・親・相） 第12回 P395～P441



## 親族法 P395～P420

## 《婚姻》

## 1. 成立要件

形式的要件	戸籍法に定められた届出（婚姻届）があること	<b>無効原因</b>
実質的要件	① <b>婚姻意思が存在すること</b>	
	② 婚姻障害の不存在  a) 婚姻適齢に達していること  b) 重婚禁止に違反していないこと  c) 女性の再婚禁止期間を過ぎていること（女性対象）  d) 近親婚禁止に違反していないこと	取消原因

## 2. 婚姻の効力

- ① 夫婦同氏
- ② 夫婦間の同居義務、相互協力・扶助義務
- ③ 夫婦間の契約取消権
- ④ 婚姻費用の分担
- ⑤ 日常家事債務の連帯責任
- ⑥ 夫婦間における財産の帰属

### 《実子》 P408

#### 1. 親子関係総説

<b>子</b>	<b>実子</b>	嫡出子	婚姻している男女から生まれた子
		非嫡出子	婚姻していない男女から生まれた子
	<b>養子</b>	普通養子	
		特別養子	

#### 2. 嫡出子

##### (1) 嫡出の推定

**婚姻中に懐胎 ⇨ 原則、夫の子と推定される**

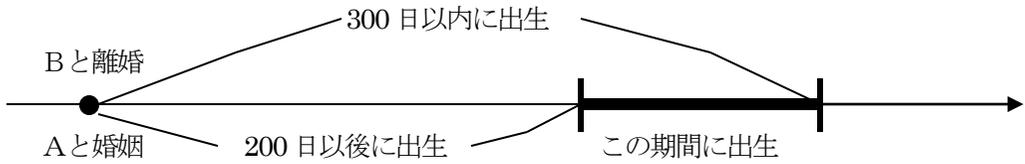
※以下のような場合は婚姻中に懐胎したものと推定

- ① Aと**婚姻後 200 日以後に出生**した子は婚姻中に懐胎したものと推定 → Aの子と推定
- ② Bと**婚姻解消後 300 日以内に出生**した子は婚姻中に懐胎したものと推定 → Bの子と推定

※婚姻後 200 日以内に生まれた子 → 婚姻中の懐胎は推定されない  
 しかし、内縁関係が先行して通算 200 日以上ならば嫡出子の身分を取得

##### (2) 二重の推定が働く場合

例) Bと離婚したXは、同日Aと婚姻した (誤って受理された)。



- Bの嫡出子、Aの嫡出子の推定が働く
- **父を定める訴え(773 条)で父親を決める**

## (3) 嫡出否認の訴え

嫡出推定を受ける子であっても、夫（父親）が自分の子であることを否定したい場合には、嫡出否認の訴え（家庭裁判所に対して行う）を提起することができる。

夫が一旦、子として承認した場合	}	嫡出否認の訴えはできない
夫が出生を知った日から1年経過		

## 3. 非嫡出子

## (1) 親子関係の成立

婚姻関係のない男女間から生まれた子と親子関係を成立させるには**認知**が必要である。ただし、母子関係の成立には認知がなくても**分娩の事実**があれば成立する。

[	母子関係の成立・・・分娩の事実
	父子関係の成立・・・ <b>認知</b>

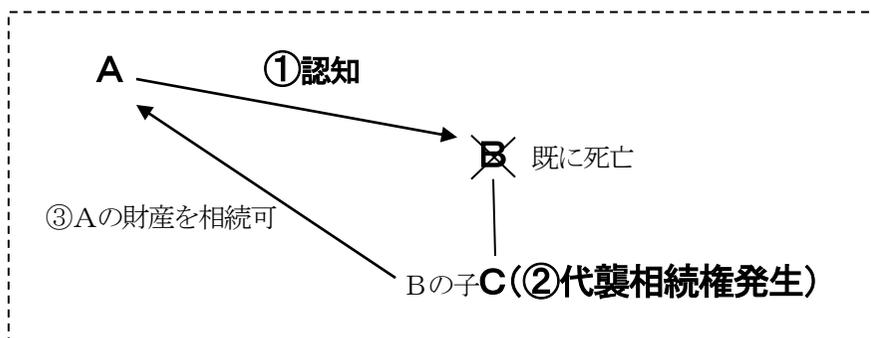
## (2) 認知に関する注意点

## ①成年、胎児に対する認知

成年に対して認知するにはその者の承諾、胎児に対する認知にはその母親の承諾が必要。

## ②死亡した子の認知

既に死亡した子に対する認知は、その子に直系卑属がいる場合にのみ可能。



## ③強制認知（認知の訴え）

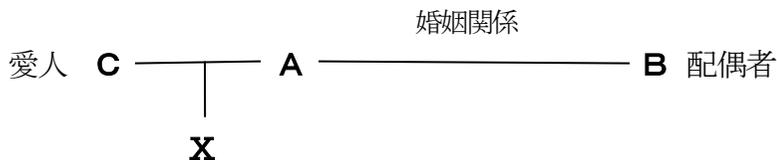
子や子の法定代理人（母など）側から父に対する認知の訴え。

父の死亡から3年以上経過したときはできない。

## ④虚偽の嫡出子出生届

嫡出子でない子につき、父が嫡出子として出生届をし、これが受理された場合は、嫡出子としての出生届としては認められないが、認知としての効力は認められる。

例) AはC（愛人）との間に生まれたXをB（配偶者）との嫡出子として出生届出



→嫡出子として効力は発生しないが、認知としての効力を認める

## (3) 準正

一旦非嫡出子として取得した子の地位を、嫡出子たる身分に転化させることを準正という。

準正の種類	方法	効果
婚姻準正	認知した父と母が婚姻した場合 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認知</div> <span>→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">婚姻</div> </div>	婚姻の時から嫡出子たる身分を取得
認知準正	父が子を認知しないままその母と婚姻し、その後、子を認知した場合 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">婚姻</div> <span>→</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認知</div> </div>	認知の時から嫡出子たる身分を取得

<b>相続法 P421～P441</b>
----------------------

## 《相続の効力》 P430

遺言があれば遺言相続となるが、**遺言がない場合には法律の規定に従い相続される(法定相続)**。

## 1. 法定相続人及び順位

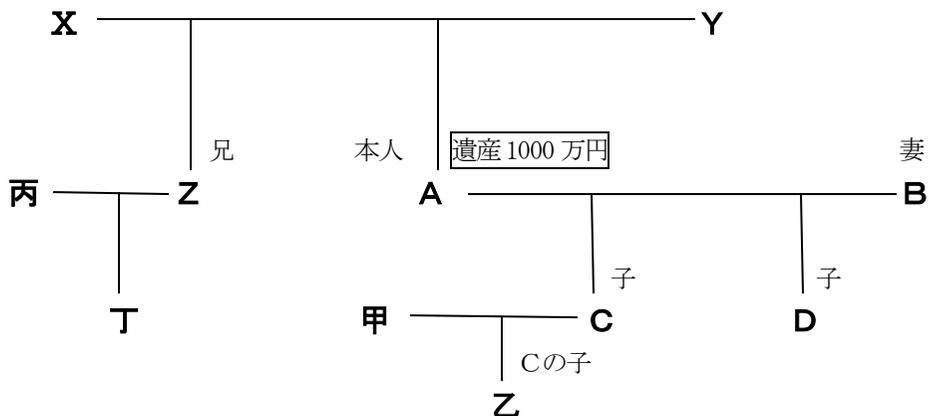
第1順位	子
第2順位	直系尊属
第3順位	兄弟姉妹

※配偶者は常に相続人となる。

## 2. 法定相続分

相続人	相続分
子と配偶者	子= 2分の1 配偶者= 2分の1
直系尊属と配偶者	直系尊属= 3分の1 配偶者= 3分の2
兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹= 4分の1 配偶者= 4分の3

〈事例〉以下の関係においてAの財産は誰がどれだけ法定相続するか？



### 3. 代襲相続 P427

代襲相続とは、相続人となるべき被相続人の子、兄弟姉妹が、①**相続開始以前に死亡**していたり、②**相続欠格**であったり、③**相続人の廃除**がされていたりした場合に、それらの者の子（被相続人の孫や甥や姪）が、本来相続人が受けるべき相続分を相続することをいう。

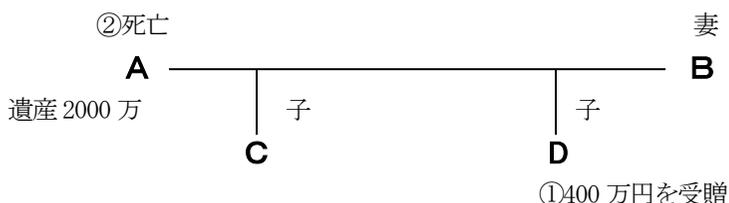
※相続の放棄は代襲相続の対象ではない。

### 4. 特別受益者

特別受益者とは、共同相続人の中で①被相続人から遺贈を受けた者、②婚姻、養子縁組、生計の資本として贈与を受けた者をいう。

〈特別受益者がいる場合の相続分の計算〉

例) Aには妻B、子C、Dがおり、Dに結婚資金として400万円を贈与後2000万円を残し死亡

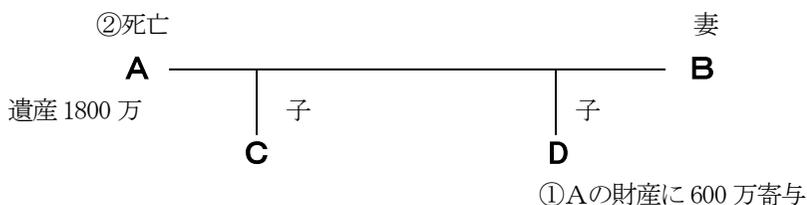


### 5. 寄与分者

寄与分者とは、共同相続人の中で被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、被相続人の療養、看護その他の方法により、被相続人の財産の維持または増加につき特別の寄与をした者をいう。

〈寄与分者がいる場合の相続分の計算〉

例) Aには妻B、子C、Dがおり、Aは財産1800万円（600万円分はDの貢献）を残し死亡



## 遺留分 P440～P441

### 1. 意義

遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人について、遺言によっても侵害されることのない一定の割合をいう。

### 2. 遺留分権者

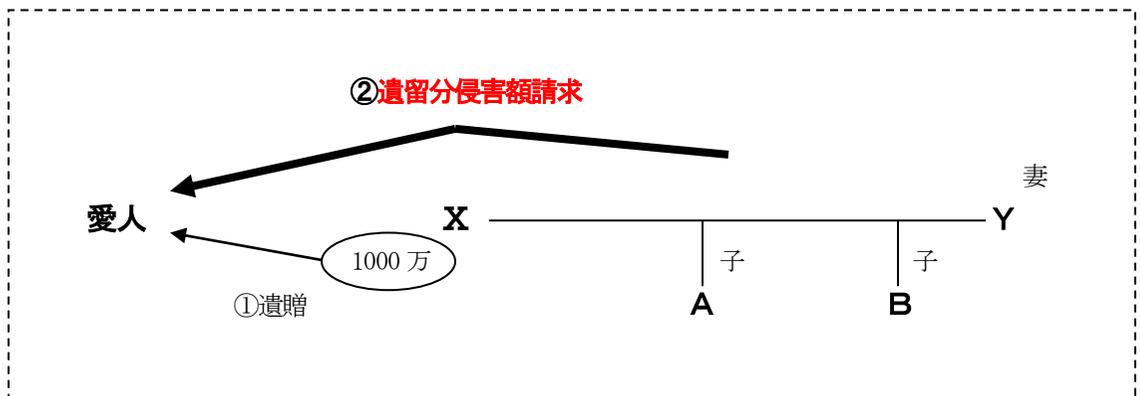
**子、直系尊属**（子がいない場合のみ）、**配偶者**      ※兄弟姉妹に遺留分はない。

### 3. 遺留分の割合

子のみ	配偶者のみ	子と配偶者	直系尊属と配偶者	直系尊属のみ
総財産の 2 分の 1				総財産の 3 分の 1

〈事例〉 以下の関係において遺留分は誰にどれだけ発生するか？

Xには妻Y、子A、Bがいるが、全財産の1000万円を愛人に遺贈する遺言をした。



### 4. 相続人の排除と遺留分

→**相続人の廃除は遺留分を有する者に対してなされる。**

兄から虐待を受けていた（相続人は配偶者と兄のみ）。

↓

兄には財産を残したくない！

↓

その旨を遺言にすればよい（相続人の廃除をする必要はない）。